

参考資料

2022年4月18日



金融庁

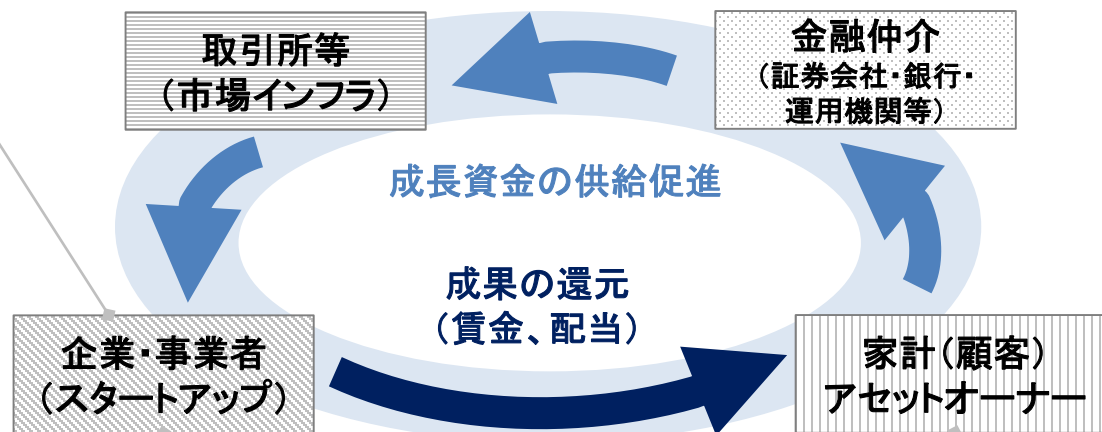
Financial Services Agency, the Japanese Government

成長資金の供給促進と成果の還元

- スタートアップ等への円滑な資金供給を通じて持続的な経済成長を実現するとともに、その成果を家計に還元し、安定的な資産形成を促進していく(⇒成長と分配の好循環の実現)

1. 成長・分配の両立に向けた資金の好循環の確立

- 企業価値向上において重要な人材戦略(人的投資や多様性確保)など、非財務情報開示を充実 [今春とりまとめ]
- 法令上の四半期報告を廃止し、取引所の四半期決算短信に「一本化」 [今春とりまとめ]
(その位置づけなどは、四半期以外のタイムリーな開示のあり方と併せて、年内に検討)



2. スタートアップ・事業再生資金の円滑な供給

- 不動産担保・経営者保証によらない、無形資産も含む事業全体に対する担保権(事業成長担保権)の早期制度化
- IPO(新規株式公開)における価格付けの適正化等も含めた上場プロセスの見直し [6月以降、順次実施]
- 取引所外の私設取引システムの機能向上 [年内とりまとめ]
(取扱商品に非上場株式等を追加、売買高制限の緩和)

3. 家計の安定的な資産形成、成長資金の供給 (貯蓄から投資への流れの促進)

- 家計による金融商品への投資を支援する環境整備(つみたてNISA等)
- 顧客のニーズに適した運用商品の提供や、手数料などに関する適切なアドバイス・情報提供を促進 [年内とりまとめ]
- 勧誘・報告書面の内容の充実とデジタル化 [年内とりまとめ]

四半期開示の概要

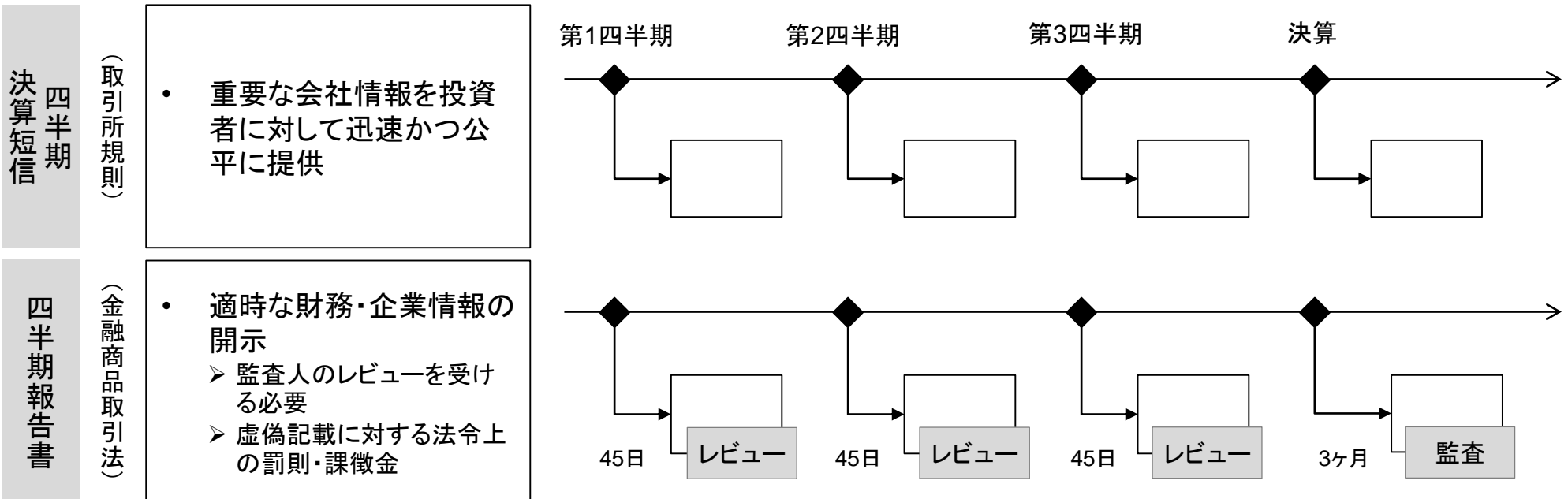
□ 上場企業は、四半期決算短信、四半期報告書の開示が求められている

四半期報告制度導入の目的^(注)

企業を取り巻く経営環境の変化が激しくなり、企業業績も短期間で大きく変化するようになる中、

- 投資者に対し企業業績等に係る情報をより適時に開示するとともに、
- 企業内において、より適時な情報把握によりの確な経営のチェックが行われる必要性

- 上場企業は、四半期ごとに、取引所規則に基づく四半期決算短信、金融商品取引法に基づく四半期報告書を提出することが求められている。
- 四半期報告書は、監査人のレビューを受けた上で提出することが求められている。



(注)金融審議会金融分科会第一部会ディスクロージャーWG報告(2005年6月28日)

(参考)四半期決算短信については、遅くとも金融商品取引法に基づく四半期報告書の提出(45日以内)までに開示。事業年度に係る決算短信については、遅くとも決算期末後45日以内に開示を行うことが適当であり、決算期末後30日以内の開示がより望ましいこととされている

四半期開示の主な経緯

- 1999年11月 東証は、マザーズ市場で四半期情報の開示を義務付け
- 2001年8月 金融庁は、「証券市場の構造改革プログラム」を公表。四半期短信等による経営情報開示の促進について、取引所等へ検討を要請
- 2002年6月 東証は、適時の情報開示を求める内外の投資者ニーズを踏まえ、足元の業績動向をよりタイムリーに把握できるよう、「四半期財務情報の開示に関するアクション・プログラム」を公表（2003年4月から、上場企業への四半期開示導入の方針）
- 2002年9月 経団連は、「四半期財務報告に関する提言」を公表（会計・監査の基準の統一等の観点から、法制化に向けて、会計・監査の基準についての検討を要請）
- 2003年4月 東証は、段階的な「四半期財務・業績の概況」の開示を導入（2004年末には、東証上場企業の9割が実施）
- 2005年6月 金融審議会ディスクロージャーWG報告において、四半期開示の法制化を提言
【参考】2006年1月 ライブドア事件（上場子会社の自社株売却に伴う偽計、風説の流布（四半期業績の虚偽記載については責任を問えず））
- 2006年6月 金融商品取引法制定により、四半期報告が法制化（2008年4月から施行）
- 2011年3月 四半期報告書の簡素化を実施
- 2017年3月 東証は、決算短信、四半期決算短信の簡素化を公表（2017年4月から適用）
- 2018年6月 金融審議会ディスクロージャーWG報告・公表（次頁参照）

ディスクロージャーWG報告(抄)(2018年6月28日)

□ 前回ディスクロージャーWG報告において、四半期開示について以下のとおり整理

四半期開示については、

- 中長期の視点で投資を行う観点からも進捗確認の意義を認める見解が大勢であるほか、
- 現状、非財務情報など中長期的な企業価値向上の観点から特に重視される情報の開示が必ずしも十分とは言えないこと
- 半期・四半期のみならず、重要な企業情報の開示が全体として適時に行われる枠組み・ガバナンスが必ずしも十分とは言えないこと
- 情報開示により市場の価格形成がより効率的に行われるようになっているとの指摘があること
- このような状況において、例えば、四半期開示を任意化した場合、開示の後退と受け取られて我が国の資本市場の競争力に影響を及ぼしかねないと考えられること

等を踏まえると、

現時点において四半期開示制度を見直すことは行わず、今後、四半期決算短信の開示の自由度を高めるなどの取組みを進めるとともに、引き続き、我が国における財務・非財務情報の開示の状況や適時な企業情報の開示の十分性、海外動向などを注視し、必要に応じてそのあり方を検討していくことが考えられる。

岸田総理大臣所信表明演説・施政方針演説(抄)

第二百五回国会における内閣総理大臣所信表明演説(2021年10月8日)

三 第二の政策 新しい資本主義の実現

次に、分配戦略です。

第一の柱は、働く人への分配機能の強化です。

企業が、長期的な視点に立って、株主だけでなく、従業員も、取引先も恩恵を受けられる「三方良し」の経営を行うことが重要です。非財務情報開示の充実、四半期開示の見直しなど、そのための環境整備を進めます。

第二百八回国会における内閣総理大臣施政方針演説(2022年1月17日)

三 新しい資本主義

成長と分配の好循環による持続可能な経済を実現する要となるのが、分配戦略です。

(人への投資)

第二に、「人への投資」の抜本強化です。

人的投資が、企業の持続的な価値創造の基盤であるという点について、株主と共通の理解を作っていくため、今年中に非財務情報の開示ルールを策定します。

あわせて、四半期開示の見直しを行います。

関西経済連合会「四半期開示制度の義務付け廃止に向けた緊急提言(抄)」(2022年4月5日)

- 関西経済連合会は、2009年より四半期開示の見直しに向けた意見表明を行ってきたところであるが、今般活発な議論が行われていることも踏まえ、四半期開示の見直しに関する意見を改めて表明

2. 提言：四半期開示の義務付けを廃止すべき

わが国伝統の経営哲学や多様なステークホルダーを重視する世界的な潮流を踏まえると、企業ごとの実態を考慮せず、短期的かつ一律的な財務情報の開示を促す現行の四半期開示制度は、企業経営者や投資家の短期的利益志向を助長しているとの懸念があることから、開示の義務付けは廃止すべきである。








また、ESG投資をはじめサステナビリティ意識の高まりなど、投資家が企業に対して中長期の企業価値向上を見据えた建設的な対話を望むなか、四半期ごとに定型的な開示を求めるような制度が、果たして投資家のニーズに込えているものなのかは、大変に疑問である。投資家・アナリストを公開ランキングなどでクラス分けした場合に、高いクラスにあるとみなされる投資家・アナリストほど、投資に際して四半期開示を重視しない状況においては、むしろ、中長期の視点で企業を評価するような制度を整備し、それに基づき企業の取組みを促す仕組みが求められる。加えて、3カ月ごとの決算開示に膨大な人的資源を投入する現行の四半期開示制度は、人的資源の効率的投入や長時間労働の是正の観点からも問題であると考えられる。

欧州では2013年に四半期開示義務が廃止されて以降、任意で四半期開示(財務諸表付き)を続けている上場企業は英国やフランスではほとんど存在せず、ドイツでは半数程度との調査結果がある。このように、多くの企業が詳細な四半期開示を取りやめた中、市場経済がそれにより混乱を来したという事実は見受けられない。さらにシンガポールにおいても2020年に原則として四半期開示が任意化された。国際的にこうした動きがあるなか、わが国においても、四半期ごとに、詳細な開示が求められることで上場企業が不利な競争条件に置かれられないようにするためにも、四半期開示の義務付けは廃止とすべきである。

現在、四半期開示の見直し議論では、四半期決算報告書と四半期決算短信を一本化し、監査人によるレビューを義務付けるといった議論も見受けられるが、これでは四半期開示の見直しが十分に実現しないものと考えられる。

主要国の資本市場における四半期開示の取扱い

- 四半期開示について、米国では義務化が継続されているが、欧州では任意化されている(ドイツでは、取引所規則によりプライム市場の四半期開示を継続)

ニューヨーク 証券取引所 	21.7兆 ドル	<ul style="list-style-type: none"> 1970年、四半期開示を導入 2018年8月、トランプ大統領は、四半期開示について、SECに見直しの検討を指示 現在に至るまで、四半期開示を継続
NASDAQ 	19.1兆 ドル	<ul style="list-style-type: none"> 現在に至るまで、四半期開示を継続
ロンドン 証券取引所 	4.0兆 ドル	<ul style="list-style-type: none"> 英国では2014年、フランスでは2015年に四半期開示を任意化^(注2)
ユーロ ネクスト ^(注1) 	5.4兆 ドル	<ul style="list-style-type: none"> 英国ではFTSE100の6割超が四半期開示を継続、フランスではユーロネクスト・パリのA・B部の約8割が四半期開示を継続
フランクフルト 証券取引所 	2.3兆 ドル	<ul style="list-style-type: none"> 2015年に法令上の四半期開示を任意化^(注2) ただし、取引所規則によりプライム市場上場企業について、四半期開示を継続
香港 取引所 	6.1兆 ドル	<ul style="list-style-type: none"> メインボード上場企業について、四半期開示を推奨(義務付けはなし) 取引所規則により新興企業向け市場上場企業について、四半期開示を義務付け
上海証券 取引所 	7.0兆 ドル	<ul style="list-style-type: none"> 2002年から法令上の四半期開示を義務付け

(注1)金額は、各市場の上場企業(国内企業)の時価総額(2020年12月末時点)。ユーロネクストの時価総額には、傘下の取引所(パリ、アムステルダム、ブリュッセル、リスボン、ダブリン)の合計

(注2)英国、ドイツ、フランスは、2004年にEU透明性指令により上場企業に対して四半期開示が義務化されたことを受けて、それぞれの国内法において義務付け。その後、2013年に同指令の改正による四半期開示の義務付け見直しを受けて、それぞれの国内法において開示義務を見直し。なお、英国、フランスは、アニュアルレポートで非財務情報の大幅な拡充を行った際、四半期開示義務を見直し

四半期開示の内容

□ 日本では四半期開示の様式が定められており、比較可能性が高い形で情報提供が行われている

自主的な 四半期開示

- 四半期開示を任意化した欧州等では、各社が独自の様式で情報を公表
- 各社がそれぞれのウェブサイト等で公表

A社

当社の四半期の業績

売上〇〇
(内訳: ■部門〇〇、
▲部門〇〇)

※ 純利益記載なし

B社

当社の要約財務諸表



日本の 四半期開示 制度

- 情報の比較可能性を担保する観点から、企業が公表する情報を可能な限り標準化
- 金融庁のEDINETや取引所のTDnetを通じた開示を求めている

四半期報告書内閣府令様式

第四号の三様式

【名称】 四半期報告書
【提出書類】 金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】 財務(支)局長
【提出日】 年 月 日
【四半期会計期間】 第 期第 四半期(自 年 月 日 至 年 月 日)

【会社名】 ②
【英訳名】
【代表者の役職氏名】 ③
【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【証券上の連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【総覧に供する場所】 ④

第1部【企業情報】
第1【企業の概況】
1【主要な経営指標等の推移】 ⑤
2【事業の内容】 ⑥
第2【事業の状況】
1【事業等のリスク】 ⑦
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 ⑧
3【証券上の重要な契約等】 ⑨
第3【提出会社の状況】
1【株式等の状況】
(1)【株式の総数等】 ⑩
①【株式の総数】

種別	数	発行可能株式総数(株)
計		

②【発行済株式】

種類	第 四半期会計期間 中現在発行数(株) (年 月 日)	提出日現在発行数 (株) (年 月 日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
計				

③【新株予約権等の状況】

四半期決算短信参考様式(要請事項)

□ 四半期第1号参考様式【日本基準】(連結)

***年*月期 第*四半期決算短信【日本基準】(連結) ***年**月**日

上場会社名 ○○○○株式会社 上場取引所 東・名・福・札
コード番号 **** URL http://
代表者(役職名) ○○○○○○○○○○ (氏名) ○○ ○○
問合せ先責任者(役職名) ○○○○○○○○○○ (氏名) ○○ ○○ (TEL) **-(****)****
四半期報告書提出予定日 ***年**月**日 配当支払開始予定日 ***年**月**日
四半期決算補足説明資料作成の有無: 有 無
四半期決算説明会開催の有無: 有 無(〇〇〇向け)

1. ***年*月期第*四半期の連結業績(***年**月**日~***年**月**日) (%表示は、対前年同四半期増減率)

(1) 連結経営成績(累計) (%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属 する四半期純利益
***年*月期第*四半期	百万円 %	百万円 %	百万円 %	百万円 %
***年*月期第*四半期	百万円 (%)	百万円 (%)	百万円 (%)	百万円 (%)

(注) 包括利益 ***年*月期第*四半期 百万円(%) ***年*月期第*四半期 百万円(%)

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益
***年*月期第*四半期	円 銭	円 銭
***年*月期第*四半期	円 銭	円 銭

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
***年*月期第*四半期	百万円	百万円	%
***年*月期	百万円	百万円	%

(参考) 自己資本 ***年*月期第*四半期 百万円 ***年*月期 百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				合計
	前1四半期	第2四半期	第3四半期	期末	
***年*月期	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
***年*月期	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
***年*月期(予想)					

(注) 直前に公表されている配当予想からの修正の有無: 有 無

適時開示制度の概要

適時開示

(参考)臨時報告書

対象

- 上場会社

- 有価証券報告書提出会社

該当事由

- 業務執行を決定する機関が、一定の事項を行うこと・行わないことを決定
 - 有価証券募集・売出し、資本金の減少、株式等の無償割当、親会社・主要株主の異動、剰余金の配当、親会社・主要株主の異動、組織再編、代表取締役の異動等
- 重要事実の発生
 - 重要な災害・訴訟、上場廃止の原因となる事実の発生、上場会社の運営・業務・財産等に関する重要な事実等
- 子会社における上記事象
- 業績予想・配当予想の修正等

- 有価証券の募集又は売出しが外国において行われるとき、その他公益又は投資者保護のため必要かつ適当なもの
 - 海外での有価証券の募集・売出し
 - 親会社・主要株主の異動
 - 組織再編
 - 代表取締役の異動
 - 重要な災害・訴訟
 - 株主総会における決議事項
 - 財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に著しい影響を与える事象等

目的趣旨

- 上記一定の事項に該当する場合に、適時の情報開示を求めるもの(投資者の投資判断に資する情報の提供、インサイダー取引の未然防止)

- 上記一定の事項に該当する場合に、遅滞なく情報開示を求めるもの(投資者の投資判断に資する情報の提供)

罰則等

- 上場規程違反による特設注意銘柄への指定、改善報告書提出、公表措置、違約金の請求のほか、重大な場合は上場廃止措置

- 5年以下の懲役又は500万円以下の罰金(併科あり)、会社に対しては5億円以下の罰金
- 課徴金

適時開示の提出事由①

適時開示^(注)

募集・ 売出し

- ・ 発行する株式、処分する自己株式、発行する新株予約権、処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集又は株式、新株予約権の売出し
- ・ 発行登録及び需要状況調査の開始

株式 株主 等

- ・ 資本金の額の減少 ・ 資本準備金又は利益準備金の額の減少 ・ 自己株式の取得
- ・ 株式無償割当て又は新株予約権の無償割当て ・ 新株予約権無償割当てに係る発行登録及び需要状況・権利行使の見込み調査の開始 ・ 株式の分割又は併合 ・ 剰余金の配当
- ・ 親会社の異動、支配株主(親会社を除く。)の異動又はその他の関係会社の異動
- ・ 主要株主又は主要株主である筆頭株主の異動
- ・ 特別支配株主による株式等売渡請求に係る承認又は不承認、株式等売渡請求等、株主の異動
- ・ 全部取得条項付種類株式の全部の取得 ・ 株式又は新株予約権の発行差止請求 ・ 株主総会の招集請求

TOB

- ・ 上場会社(子会社等)による公開買付け又は自己株式の公開買付け ・ 公開買付け等に関する意見表明等

災害 訴訟

- ・ 上場会社(子会社等)における災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害
- ・ 上場会社(子会社等)における訴訟の提起又は判決等、仮処分命令の申立て又は決定等、免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令等に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発

組織 再編 等

- ・ 上場会社(子会社等)の合併等の組織再編行為 ・ 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け
- ・ 解散(合併による解散を除く。)
- ・ 上場会社(子会社等)における子会社等(孫会社)の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社等(孫会社)の異動を伴う事項

業務 関連

- ・ 上場会社(子会社等)における新製品又は新技術の企業化 ・ 業務上の提携又は業務上の提携の解消 ・ 固定資産の譲渡又は取得 ・ リースによる固定資産の賃貸借
- ・ 上場会社(子会社等)の事業の全部又は一部の休止又は廃止
- ・ 上場廃止申請、上場廃止の原因となる事実 ・ 上場会社(子会社等)における新たな事業の開始
- ・ 人員削減等の合理化 ・ 上場会社(子会社等)における資源の発見 ・ 保有有価証券の含み損
- ・ 継続企業的前提に関する事項の注記

異動

- ・ 代表取締役又は代表執行役の異動
- ・ 公認会計士等の異動

変更

- ・ 上場会社(子会社等)の商号又は名称の変更 ・ 単元株式数の変更又は単元株式数の定めの変更若しくは新設
- ・ 決算期変更(事業年度の末日の変更) ・ 定款の変更

(注)東京証券取引所HPより金融庁作成。決定事実、発生事実を含む

適時開示の提出事由②

適時開示^(注)

破産等	<ul style="list-style-type: none"> 上場会社(子会社等)における手形等の不渡り又は手形交換所による取引停止処分 上場会社(子会社等)の破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て 上場会社(親会社等、子会社等)における破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て 子会社等における孫会社に係る破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て 上場会社(子会社等)における債権の取立不能又は取立遅延、取引先との取引停止 上場会社(子会社等)における債務免除等の金融支援
預金保険・調停	<ul style="list-style-type: none"> 上場会社(子会社等)における債務超過又は預金等の払戻の停止のおそれがある旨の内閣総理大臣への申出(預金保険法第74条第5項の規定による申出) 上場会社(子会社等)における特定調停法に基づく特定調停手続による調停の申立て
社債	<ul style="list-style-type: none"> 社債に係る期限の利益の喪失 ・上場会社の上場債券等の繰上償還又は社債権者集会の招集その他上場債権等に関する権利に係る重要な事項 上場債券等の社債権者集会の招集その他上場債券等に関する権利に係る重要な事実
法定開示	<ul style="list-style-type: none"> 有価証券報告書・四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書の提出・申請に係る承認等 有価証券報告書・四半期報告書の提出遅延 開示すべき重要な不備、評価結果不表明の旨を記載する内部統制報告書の提出
監査意見	<ul style="list-style-type: none"> 財務諸表等の監査報告書における不適正意見、意見不表明、継続企業の前提に関する事項を除外事項とした限定付適正意見 ・内部統制監査報告書における不適正意見、意見不表明
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> 株式事務代行機関への株式事務の委託の取止め ・株式事務代行委託契約の解除通知の受領等 上場維持基準への適合に向けた計画の開示 ・事業計画及び成長可能性に関する事項の開示(グロース市場のみ) 投資単位の引下げに関する開示 ・財務会計基準機構への加入状況に関する開示 MSCB等の転換又は行使の状況に関する開示 ・支配株主等に関する事項の開示 非上場の親会社等の決算情報 ・公開買付け等事実の当取引所への通知
業績等	<ul style="list-style-type: none"> 決算短信 四半期決算短信 上場会社(子会社等)の業績予想の修正、予想値と決算値の差異等 配当予想、配当予想の修正
包括条項	<ul style="list-style-type: none"> その他上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事項・事実 その他子会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事項・事実

(注)東京証券取引所HPより金融庁作成。決定事実、発生事実を含む

適時開示・臨時報告書の提出事由における数値基準

□ 適時開示・臨時報告書の業績等に関する規定では、提出事由に数値基準を定めているものがある

適時開示^(注1)

臨時報告書^(注2)

業績予想の修正、予想値と決算値の差異等

- 「新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算における数値」／「公表がされた直近の予想値」が次に該当する場合
 - ✓ 連結売上高:1.1以上or 0.9以下
 - ✓ 連結営業利益:1.3以上or 0.7以下
 - ✓ 連結経常利益:1.3以上or 0.7以下
 - ✓ 親会社株主に帰属する当期純利益:1.3以上or 0.7以下
- 連結財務諸表作成会社における個別業績予想の修正等が次に該当する場合
 - ✓ 売上高:「新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値」／「公表がされた直近の予想値」:1.1以上or 0.9以下
 - ✓ 経常利益:以下の両方に該当する場合
 - 「新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値」／「公表がされた直近の予想値」:1.3以上or 0.7以下
 - 「(新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値)と(公表がされた直近の予想値)の差」／「前事業年度の末日における(純資産額)と(資本金の額)の差」:0.05以上
 - ✓ 当期純利益:以下の両方に該当する場合
 - 「新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値」／「公表がされた直近の予想値」:1.3以上or 0.7以下
 - 「(新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値)と(公表がされた直近の予想値)の差」／「前事業年度の末日における(純資産額)と(資本金の額)の差」:0.025以上

配当予想、配当予想の修正

- 剰余金の配当について予想値を算出した場合
 - 公表した予想値と比較して、新たに算出した予想値に差異が生じた場合
- ※ 軽微基準なし

その他上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事実^(注3)

- 運営、業務又は財産に関する重要な事実(金商法第166条第2項第4号)
- 連結総資産の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の末日における連結純資産の30%に相当する額以上
- 連結売上高の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の連結売上高の10%に相当する額以上
- 連結経常利益の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の連結経常利益の30%に相当する額以上
- 親会社株主に帰属する当期純利益の増加又は減少見込額が、親会社株主に帰属する当期純利益の30%に相当する額以上(※)
- 財政状態及び経営成績に影響を与える事象で臨時報告書が提出される事実^(注2)

※ 利益が少額の場合には特例あり

(注1)東京証券取引所 有価証券上場規程第402条第1号ar、第2号x、第405条第1項、第3項、施行規則第407条各号、第405条第2項、第3項、適時開示に関する実務要領

(注2)企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号、第19号

(注3)東京証券取引所「会社情報適時開示ガイドブック」において、開示の目安として、他の基準における軽微基準と同等の水準を示している

提出会社(連結会社)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生

- 重要な後発事象に相当し、提出会社の損益に与える影響額が、以下の両方に相当する額となる事象が発生
 - ✓ 最近事業年度末日における純資産額の3%以上
 - ✓ 最近5事業年度における当期純利益の平均額の20%以上
- 重要な後発事象に相当し、連結会社の連結損益に与える影響が、以下の両方に相当する額となる事象が発生
 - ✓ 当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の3%以上
 - ✓ 最近5連結会計年度に係る連結財務諸表における親会社株主に帰属する当期純利益の平均額の20%以上

プレスリリースを法定開示の枠組みに取り込む仕組み(米国の状況)

- 米国では、外国企業がその本国等において財政状態や経営成績等に関する情報等を開示した場合、Form 6-Kにより開示することが求められている

Form 6-Kにおける記載事項(抜粋)

B. Information and Documentation Required to be Furnished.

Subject to General Instruction D herein, an issuer furnishing a report on this form shall furnish whatever information, not required to be furnished on Form 40-F or previously furnished, such issuer (i) makes or is required to make public pursuant to the law of the jurisdiction of its domicile or in which it is incorporated or organized, or [\(ii\) files or is required to file with a stock exchange on which its securities are traded and which was made public by that exchange](#), or (iii) distributes or is required to distribute to its security holders.

[The information required to be furnished pursuant to \(i\), \(ii\) or \(iii\) above is that which is material with respect to the issuer and its subsidiaries concerning:](#) changes in business; changes in management or control; acquisitions or dispositions of assets; bankruptcy or receivership; changes in registrant's certifying accountants; [the financial condition and results of operations](#); material legal proceedings; changes in securities or in the security for registered securities; defaults upon senior securities; material increases or decreases in the amount outstanding of securities or indebtedness; the results of the submission of matters to a vote of security holders; transactions with directors, officers or principal security holders; the granting of options or payment of other compensation to directors or officers; and any other information which the registrant deems of material importance to security holders.

有価証券報告書とコーポレート・ガバナンス報告書の構成

有価証券報告書の構成 (コーポレート・ガバナンス関連部分)

コーポレート・ガバナンス報告書の構成

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(6)【大株主の状況】

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

- ①コーポレート・ガバナンスに関する基本的考え方
- ②企業統治の体制の概要(任意の委員会を含む)及び当該体制を採用する理由
- ③企業統治に関するその他の事項(内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況)

(2)【役員の状況】

- ①役員一覧
- ②社外役員の状況
- ③社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

(3)【監査の状況】

- ①監査役監査の状況
- ②内部監査の状況
- ③会計監査の状況
- ④監査報酬の内容等

(4)【役員の報酬等】

- ①役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項
- ②役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別(固定・業績連動等)の総額及び対象となる役員の員数
- ③役員ごとの連結報酬等の総額等額(1億円以上)

(5)【株式の保有状況】

- ①投資株式の区分の基準及び考え方
- ②保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式
- ③保有目的が純投資目的である投資株式

I 基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

- (1)コードの各原則を実施しない理由
- (2)コードの各原則に基づく開示

2. 資本構成(外国人株式所有比率、大株主の状況、支配株主の有無、親会社の有無)

3. 企業属性

4. 支配株主との取引等を行う際の少数株主保護の方策に関する指針

5. その他ガバナンスに重要な影響を与え得る特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等

- (1)組織形態(機関設計)
- (2)取締役関係(員数上限、任期、取締役会議長の属性、社外取締役の選任状況、任意の委員会の有無等)
- (3)監査役関係
- (4)独立役員関係
- (5)インセンティブ関係(業績連動報酬・ストック・オプション制度の導入等)
- (6)取締役報酬関係(開示状況、報酬の額又はその算定方針の有無)
- (7)社外取締役(社外監査役)のサポート体制
- (8)代表取締役社長等を退任した者の状況

2. コーポレート・ガバナンス体制の概要等

3. 現状のガバナンス体制を選択している理由

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

IV 内部統制システム等に関する事項

V その他